

入会及びシステム登録申込書



株式会社TC総合企画 代表取締役 北川 しのぶ 殿

令和 年 月 日

以下の条件を確認し、またこれらの条件を遵守しますので、システムへの登録及び利用を申し込み致します。

【申込者】

住所

氏名

印

入会及びシステム登録条件

1	入会金、システム使用料は無料です。登録料として5,500円(税込み)をお支払いいただきます。ただし、今後、良縁会システムの利用料に値上げがあった場合、値上げ相当分についてご負担いただきます。
2	システムは良縁会ネットクラブ(BIUネットクラブ)のシステムに登録しますが、活動中にシステム障害等によって婚活ネットシステムを利用することが出来ない期間があっても弊社はその責めを負いません。申込者は身上書に記載した本名、詳細な住所(町村名以下)、電話番号及びメールアドレスを除く個人情報をシステムに開示し、システム登録者の閲覧に供することを受諾します。
3	次の書類を提出し、確認を得なければなりません。独身証明書(全員)、身分証明書(住民票又は顔写真入りの身分証明書の写し)、収入証明書(最新の源泉徴収票、確定申告書の写し。男性のみ)、学歴証明書(短大卒以上の方。学位記の写しでも可)、資格証明書(医師・弁護士等でこれらの国家資格を職業としている方)、写真(3か月以内に撮影したもの。全員)、入会身上書(指定様式)
4	提出書類の内容確認後、申込者に入会資格がないと判断した場合、本申し込みは解除できるものとします。
5	提出を受けた書類は乙に返還せず、申込者の退会後に弊社の責任において廃棄します。
6	別に示すお見合い及び交際のルール等の規約を遵守しなければなりません。
7	お見合いが決まった場合は、お見合いごとに、お見合い日の前日までにお見合い調整手数料5,500円を支払わなければなりません。
8	口座振込又は口座引落の場合、領収書は発行しません。また、これらの支払いの手数料は申込者の負担となります。
9	決定したお見合いをキャンセルする場合は、お見合い日前日の午後5時以降は22,000円(税込み)、前日の午後5時以前は11,000円(税込み)をキャンセル料として支払わなければなりません。10に記載する退会に当たり、11に記載する期間の延長を希望しなかった場合には、このキャンセル料を支払わなければなりません。また、お見合い日当日に正当な理由なく15分以上の遅刻をした場合もキャンセル料として前掲のペナルティを支払わなければなりません。更に、交際決定後1度もお会いすることなく交際を終了する場合もペナルティとして5,500円(税込み)を支払わなくてはなりません。以上に掲げたペナルティは、すべて登録する連盟のルールとなります。
10	利用可能期間はシステム登録の日から1年間とします。
11	期間満了日に退会となります。ただし、希望者は更新料3,300円(税込み)をお支払いいただくことで、さらに1年間更新できます。
12	退会日時点において交際中又は調整中のお見合い案件がある場合は、当該お見合い又は交際が終了(成婚)するまで期間を延長できます。
13	現在及び将来にわたり自己が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに類する者ではないこと、暴力団の支配・影響を受けていないこと、暴力団を利用しないこと、暴力団等を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し、若しくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をしないこと、暴力団に利益供与しないこと、及び自己の主要な株主又は役員が暴力団等の構成員でないこと、並びに暴力団の排除に関して各都道府県が制定する条例を遵守することを表明し、保証しなければなりません。
14	前項に定める表明・保証義務に違反した場合、何ら催告することなく本契約を解除し、併せてこれにより被った損害の賠償を申込者に請求することができます。
15	弊社は、交際中の相談を受けたり、アドバイスをすることはありますが、交際中やお見合い予定の結婚相談所から回答可能な個人情報、交際状況等の報告を求められた場合、申込者はこれらの情報又は状況について法令上、回答可能な範囲で報告する義務を負います。
16	システムへは、申込者が作成した身上書の内容及び写真をそのまま登録しますので、以後の修正には応じることはできません。修正、差し替え又は変更を希望する場合は、修正1件ごとに3,300円を申し受けます。(システムへの入力ミスなど修正の原因が弊社に起因する場合はこの限りではありません。)
17	この会の活動を通して成婚に至ったときは、当会会員同士の場合は無料、他の結婚相談所の登録会員と成婚に至った場合は、55,000円(税込み)を成婚の日から7日以内に弊社に支払わなくてはなりません。
18	前項に掲げる「成婚」の定義は、双方が結婚の意思を固めた時で、入籍とは異なります。なお、性交渉、同棲、宿泊を伴う旅行をするに至ったときは成婚とみなします。
19	当会の活動を通して出会った方と、当会を成婚退会ではなく、単に退会した後に結婚に至った場合でも当会における成婚となります。
20	前項による退会後の成婚の場合でその事実の申し出が無かった場合は、16に示す成婚料の3倍となる額に加え、この調査に要した費用を損害賠償としてお支払いいただきます。
21	このシステムでの活動を通して、弊社、他の結婚相談所、他の会員又は第三者に損害を与えたときは、申込者はこれに伴い生じた損害に対して賠償の責を負うものとします。
22	本契約に起因して生じる紛争に係る提訴は、横浜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
23	申込者が本条件及び別に示すルール等に違反した場合、除名処分になるとともに、申込者はこれに伴い発生した損害に対して賠償の責を負うものとします。
24	本条件に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い、双方が協議して定めるものとします。